

令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業 プロモーション業務委託仕様書

1. 業務名

令和 7 年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業プロモーション業務

2. 事業目的

吉野熊野国立公園や金剛生駒紀泉国定公園、室生赤目青山国定公園などを代表する豊かな自然を有する奥大和エリアは、険しい岩峰、深い溪谷、早瀬急流、瀑布が連続する山岳景観と、そこに息づく多様な動植物が織りなす風景に触れることができる日本有数のエリアである。また、そこで培われてきた山岳信仰は、世界文化遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」にも登録され、当時の歴史や文化を色濃く残す町並みや史跡が数多く存在する。奈良県では、雄大な自然に加え、悠久の歴史と精神文化に触れることができる奥大和エリアにおいて、アウトドア・スポーツを軸とした滞在型観光「アウトドア・スポーツツーリズム」の推進を図っているところ。本業務では、「近畿でアウトドア・スポーツといえば奈良・奥大和」というイメージを持ってもらえるように、アウトドア・スポーツのフィールドとしての奥大和の魅力や奥大和で体験可能なアウトドア・スポーツアクティビティを統一的に発信し、エリア全体として一体感のあるプロモーションを展開することで、奥大和のブランド価値を高め、持続的な誘客と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

<事業エリア>

奈良県南部・東部の 19 市町村（別紙 1）

<主な誘客ターゲット>

近畿 2 府 4 県（奈良県を含む）及び三重県在住のアウトドア初心者・未経験者

<対象コンテンツ>

トレッキング

サイクリング

水辺のアクティビティ（カヌー、ラフティング、カヤック、キャニオニング等）
キャンプ

3. 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 23 日まで

4. 業務内容

奥大和の地域資源を活かし、県内外からのアウトドア・スポーツを目的とした観光誘客を促進するため、その魅力を広域的かつ統一的に発信するプロモーション手法について提案すること。本事業におけるプロモーションは、通年での誘客を目的とし、四季を通じたアウトドア・スポーツの魅力を発信する内容とすること。

(1) ブランドロゴの作成

① 仕様・規格

数量：1種類

データ形式：PNG、a i 形式

使用期限：原則定めない

② 企画提案にあたっての留意点

- ・本事業において統一的なプロモーションを実施するため、奥大和地域におけるアウトドア・スポーツツーリズムの魅力が、一目で明瞭かつ簡潔に伝わるブランドロゴを提案すること。
- ・県が今後実施するアウトドア・スポーツツーリズム関連の各種プロモーションにおいても使用（二次利用を含む）するため、ウェブサイトやSNSなど幅広い用途での使用を想定したデザインとすること。
- ・企画提案にあたっては、ロゴのコンセプトを明示し、デザイン案を1種類以上提案すること。なお、イラストや写真は仮素材の使用を可とする。
- ・採用案は県と協議のうえ決定し、下記（2）で作成するキャッチコピーとともに下記（3）～（5）のプロモーション業務で活用すること。

(2) キャッチコピーの作成

① 仕様・規格

数量：4種類（春夏秋冬・各1種類）

データ形式：word 形式

使用期限：原則定めない

② 企画提案にあたっての留意点

- ・本事業において統一的なプロモーションを実施するため、奥大和地域におけるアウトドア・スポーツツーリズムの魅力が、明瞭かつ簡潔に伝わるキャッチコピーを作成すること。
- ・年間を通じたプロモーション展開を効果的に実施するため、四季（春夏秋冬）それぞれのアクティビティに応じたキャッチコピーを作成すること（計4種類）。
- ・企画提案にあたっては、季節を1種類選択し、キャッチコピーのコンセプト

を明示のうえ、キャッチコピー案を1種類以上提案すること。

- ・県が今後実施するアウトドア・スポーツツーリズム関連の各種プロモーションにおいても使用（二次利用を含む）するため、ウェブサイトやSNSなど幅広い用途での使用を想定した内容とすること。
- ・採用案は県と協議のうえ決定し、下記（３）～（５）のプロモーション業務で活用すること。

（３）メディアトリップの開催

- ・奥大和地域におけるアウトドア・スポーツの魅力をもっと広く伝えるため、水辺のアクティビティ（カヌー、ラフティング、カヤック、キャニオニング等）やキャンプ等自然資源を活用した体験型プログラムを組み込んだメディアトリップ（記事化が条件）を実施すること。
- ・招聘するメディア関係者（雑誌、WEBメディア、インフルエンサー等）の数は5社（名）以上とすること。
- ・招聘するメディアや実施時期、実施内容等については、県と協議のうえ決定すること。
- ・メディアトリップ招聘メディアに対して、奥大和におけるアウトドア・スポーツツーリズムに関するアンケートを実施すること。また、アンケート結果を分析し、今後、奥大和においてアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたり必要なことを報告書にまとめること。
- ・招聘するメディアの交通費や宿泊費、アウトドア・スポーツアクティビティの体験にかかる費用など、メディアトリップの実施にかかる費用はすべて見積もりに含めること。

（４）WEB 広告・SNS 広告の実施

- ・奥大和地域におけるアウトドア・スポーツの魅力を広く発信し、誘客を図ることを目的として、WEB 広告および SNS 広告を実施すること。
- ・広告の主なターゲットは、近畿2府4県（奈良県を含む）及び三重県在住のアウトドア初心者・未経験者とする。企画提案において、その他の地域居住者を提案しても差し支えない。その場合、選定理由をあわせて明示すること。
- ・広告の実施にあたり、下記（５）で作成するコンテンツを基に構築するランディングページへ遷移するよう、適切な導線設計を行うこと。
- ・広告は、下記（５）で作成するコンテンツを活用して実施すること。
- ・広告掲載媒体は、WEB ページ、Instagram、Facebook、YouTube、X（旧 Twitter）等のうち、主要ターゲットに応じた媒体を選定理由とともに提案すること。
- ・広告によって想定されるリーチ数・クリック数等の目標数値（KPI）を事前

に提示し、実績との対比を報告すること。

- ・ 掲出する媒体や広告の内容については、県と協議の上決定すること。
- ・ 広告の実施結果を毎月末、分析とともに報告すること。また、最終月には広告実施結果を総括し、今後ターゲットに対して効果的にプロモーションを実施するための提案を取りまとめること。

(5) ランディングページコンテンツの作成

- ・ 上記(4)で実施する Web 広告・SNS 広告配信等における着地先としてのランディングページの構成及びコンテンツを別紙2「イメージ図」に記載のとおり作成するために以下の業務を実施すること。
- ・ 当該ランディングページに誘導されたユーザーに対しては、アウトドア・スポーツのフィールドとしての奥大和の魅力や奥大和で体験可能なアウトドア・スポーツアクティビティを認知させるとともに、ユーザーの関心に応じて、奥大和地域内のアウトドア事業者等のウェブサイトへ円滑に遷移できるよう、適切な導線設計を行うこと。
- ・ ターゲットの興味・関心を引くバナーを作成すること。
- ・ 各ページを構成するコンテンツ(記事、画像、写真等)を作成すること。
- ・ 全体の構成、階層等については、別紙2「イメージ図」を基本とするが、より回遊性等を高めるための改善策がある場合は、積極的に助言・提案を行うこと。
- ・ PC およびスマートフォン両対応のレスポンシブデザインとすること。
- ・ ランディングページの構成及びコンテンツの作成にあたっては、各ページの構成・レイアウトがわかる資料及びコンテンツ(画像、テキスト等)を令和7年12月末までに納品すること。(HTML、CSSのコードは含まない。)
- ・ なお、ランディングページは、奈良県公式ホームページの美しい南部東部振興課／奥大和地域活力推進課のトップページに掲載し、データ式のホームページへのアップロード及びページ作成については、奈良県側で実施することとする。

奈良県公式ホームページの仕様については契約締結後、別途情報提供する。

- ・ 使用する写真は原則本業務において新規撮影したものとするが、協議のうえ、県及び受託者が所有する写真または他社から提供を受けた写真を使用することを認める。ただし、他社から提供を受ける際に生じる手続き等は受託者において行うこと。
- ・ 掲載する施設等の名称や説明は受託者が各施設等の管理者に確認を行い、疑義が生じないようにすること。また、各広報資材における資料収集、撮影及び撮影交渉、肖像権や著作権についての必要な手続き、出演料や使用料等、必要な経費はすべて委託金額に含めることとする。

- ・ランディングページは、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとすること。
- ・ランディングページの構成及びコンテンツの作成にあたっては、掲載内容・構成・デザイン等について県と協議のうえ決定すること。

(6) その他

上記(1)～(5)に加え、奥大和地域でアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたり有効であると思われるプロモーションや情報発信手法等について提案を行うこと。

(7) 業務実施報告書の作成

- ・各業務の実施概要、記録写真等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・報告書については、外部への説明等に活用するため、原則 Microsoft Office を使用し、編集可能な形で提出すること。
- ・報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

5. 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- (2) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務に基づき作成された成果物に関する一切の権利は、第三者が従前から保有していた権利を除き、本業務の成果物等が県に納入されたときに、原則として全て受託者から県へ移転するものとする。かかる権利には成果物の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）も含まれるものとする。
- (4) 本業務の成果物等は、県が奥大和地域の観光振興に資する用途で幅広く活用することを可能とする。

6. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対応可能な体制を取ること。

7. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。
- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙3を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報扱う際には、別紙4「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙5「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。

奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）

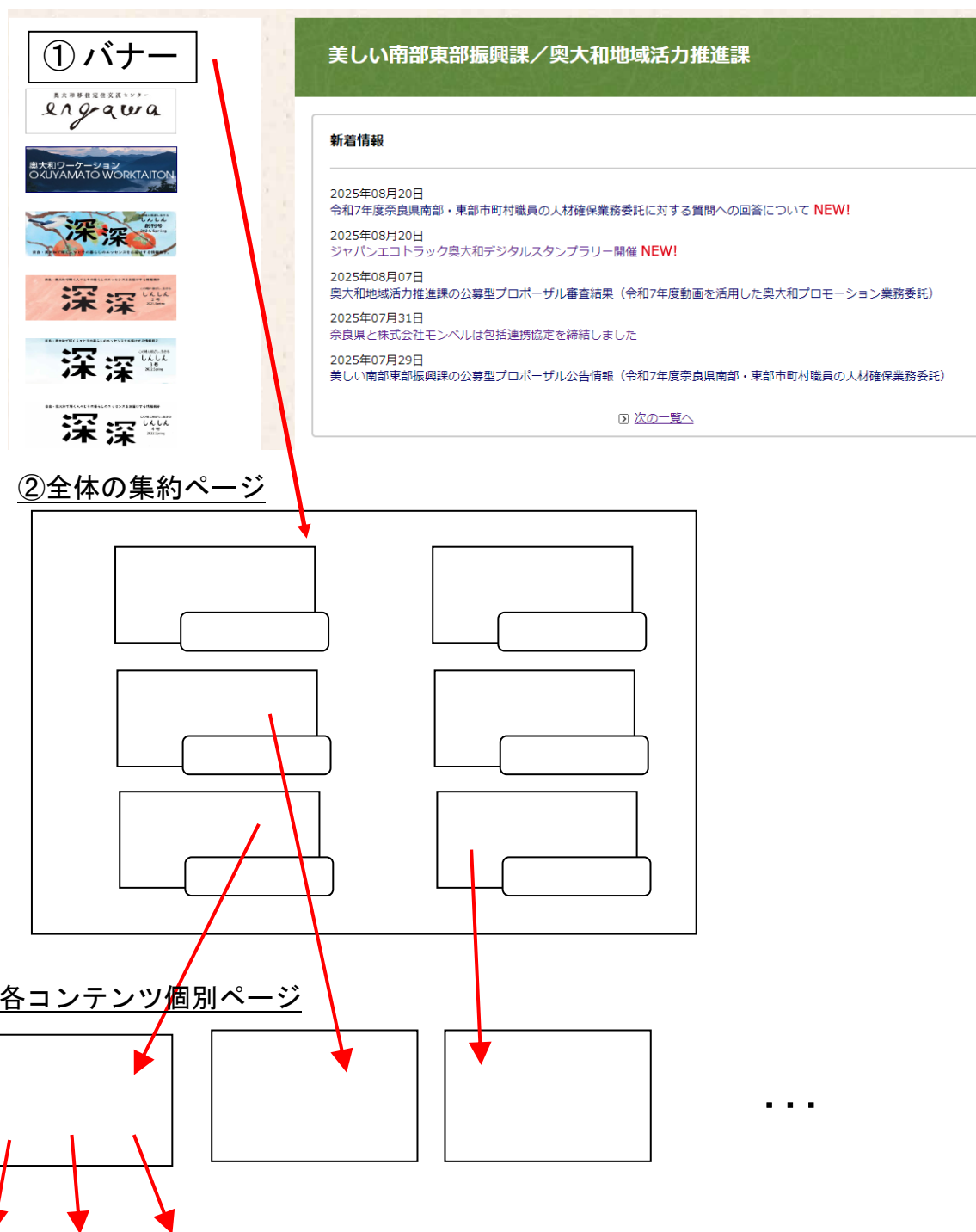


南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

「イメージ図」

奈良県公式ホームページ 美しい南部東部振興課／奥大和地域活力推進課トップページ

委託
範囲

詳細は各アウトドア事業者等ホームページへリンク

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第 11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること